

綾川町週休2日モデル工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事における、現場閉所による週休2日（完全週休2日（土・日曜休み）または4週8休）の確保に向けた週休2日モデル工事及び、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日の確保に向け実施する週休2日交替制モデル工事（以下「交替制モデル工事」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日モデル工事は、町が発注する次に掲げる建設工事とする。

(1) 週休2日モデル工事(発注者指定型)

通年維持工事や応急対応工事等の緊急対応が必要な工事を除く、土木及びその他工事の場合は設計金額が700万円以上、建築工事の場合は設計金額が1,000万円以上の建設工事

(2) 交替制モデル工事(受注者希望型)

通年維持工事や応急復旧工事等の緊急対応が必要な工事を対象とし、受注者から工事着手前に受注工事を週休2日交替制モデル工事で施工する工事としたい旨の申出があった場合において、発注者が適当と認めた工事

(対象期間)

第3条 対象期間とは、工事着手日から竣工日までの期間とする(年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間を除く。)。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など)は含まない。

(週休2日の定義)

第4条 この要綱において「完全週休2日（土・日曜休み）」とは、前条にて規定する対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日とするものをいい、

「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月毎に、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5パーセント(8日を28日で除した割合)の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所で28.5パーセントに満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5パーセント)以上を達成しているものとみなす。

(休工日の確保)

第5条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。

(1) 週休2日モデル工事

ア 完全週休2日工事の受注者は、原則として、前条にて規定する対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。

また、月単位の週休2日の受注者は、前条にて規定する対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状況にしなければならない。ただし、災害時の緊急対応、品質管理及び安全管理等のために継続して行わなければならない作業並びにその他緊急等でやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 受注者は、休工日の振替を行うことができる。ただし、完全週休2日(土日)において、やむを得ず土曜日または日曜日を休工日にできない場合は、前後7日以内の土曜日または日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うものとする。

ウ 受注者は完全週休2日(土日)において、降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、前後の土曜日または日曜日と振替を行うことができる。

(2) 交替制モデル工事

完全週休2日交替制モデル工事の受注者は、前条にて規定する対象期間において、全ての週で、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以

上の休日確保を行ったと認められる状態にしなければならない。（休日を土日に限定するものではない。）

また、月単位の週休2日交替制工事の受注者は、前条にて規定する対象期間において、全ての月で、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態にしなければならない。（休工の定義）

第6条 休工及び休日とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、次に掲げる内容とする。（1）週休2日モデル工事
現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（休工）

（2）交替制モデル工事

現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保された状態をいう。（休日）

（入札公告等における記載）

第7条 発注者は、対象工事について週休2日モデル工事または交替制モデル工事である旨を入札公告及び特記仕様書等に記載するものとする。

（工事着手前の確認手続）

第8条 受注者は、工事着手日までに、次に掲げる内容を実施しなければならない。

（1）週休2日モデル工事

完全週休2日（土日）または月単位の週休2日を考慮した休工日が確認できる工程表を作成するとともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。

（2）交替制モデル工事

工事着手日までに受注者希望型の交替制工事を実施する旨を工事打合せ簿に記載して、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制や休日確保状況を証明する方法を具体的に記載のうえ、工事監督員に提出しなければならない。

工事監督員は、工事打合せ簿の提出を受けた場合、受注者と協議し、受注者希望型の交替制工事の実施の適否について受注者に工事打合せ簿で通知するものとする。

(工事中標示板)

第9条 受注者は、工事中標示板に週休2日モデル工事での完全週休2日(土日)または月単位の週休2日、交替制モデル工事での完全週休2日(土日)または月単位の週休2日である旨を記載するものとする。

(休工日に現場作業を行う場合の措置)

第10条 受注者は、休工日に現場作業を行う場合は、事前に工事監督員にその理由、振替対応の有無及び振替日を報告しなければならない。

(工事完成時の実施状況報告)

第11条 受注者は、工事完成時に、休工日の確保の状況を確認できる資料及び第9条の工事中標示板の写真を工事監督員に提出しなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組)

第12条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生ずるような指示を行ってはならない。

(経費の負担)

第13条 発注者は、受注者が週休2日工事または交替制工事を実施した場合は、受注者の取組み状況に応じて、経費の補正を行う。

(1) 週休2日モデル工事

必要に応じ、当初設計で完全週休2日(土日)を達成した場合の経費の補正を行い、休工日を確認し、完全週休2日(土日)を達成していないものは、休工の実績に応じて変更設計を行う。

(2) 交替制モデル工事

必要に応じ、当初設計で完全週休2日(土日)を達成した場合の経費の補正を行い、対象期間に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の

割合（休日率）を確認し、完全週休2日交替制または月単位の4週8休を達成すれば、休日の実績に応じて、変更設計を行う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。